

日 時：令和7年(2025年)12月17日(水) 14:00～
場 所：横須賀市役所消防局庁舎4階災害対策本部室

第86回 横須賀市環境審議会 会議次第

1 開 会

2 委員及び関係職員・事務局職員紹介

3 議 事

- (1) 委員長の選出、委員長職務代理者及び部会委員の指名について
- (2) 環境審議会傍聴実施要領（案）及び議事録の取り扱い（案）について
- (3) 条例及び計画の見直し等に係る答申（案）について
 - ①環境基本条例、地球を守れ 横須賀ゼロカーボン推進条例及び
みどりの基本条例の見直しについて
 - ②「横須賀市環境基本計画2030」の見直しについて
 - ③「ゼロカーボンシティどこすか 2050アクションプラン」の見直しについて
 - ④「横須賀市みどりの基本計画」の策定について

4 その他の議題

5 閉 会

事前送付資料

- ・次第
- ・【資料1】横須賀市環境審議会委員名簿
- ・【資料2】横須賀市環境審議会関係職員・事務局職員名簿
- ・【資料3】横須賀市環境審議会規則
- ・【資料4】横須賀市環境審議会部会委員名簿（案）
- ・【資料5】横須賀市環境審議会傍聴実施要領（案）
- ・【資料6】議事録の取り扱い（案）
- ・【資料7】パブリック・コメント手続の結果について（報告）
(参考資料1～6：各パブリック・コメント手続の結果)
- ・【資料8】環境基本条例、地球を守れ 横須賀ゼロカーボン推進条例及び
みどりの基本条例の見直しについて（答申案）
- ・【資料9】「横須賀市環境基本計画2030」の見直しについて（答申案）
- ・【資料10】「ゼロカーボンシティよこすか 2050アクションプラン」の見直しについて（答申案）
- ・【資料11-1】【報告】「横須賀市みどりの基本計画の改定について」に対するパブリックコメント
手続き（意見募集）の結果と対応について
- ・【資料11-2】「横須賀市みどりの基本計画」の策定について（答申案）

横須賀市環境審議会 委員名簿

任期：令和7年10月1日～令和9年9月30日（敬称略）

| 氏名 | 区分 | 役職等 |
|----------|---------------------|-----------------------|
| 1 飯島 健太郎 | 学識経験者 (公園行政) | 東京都市大学教授 |
| 2 今井 利為 | 学識経験者 (水産学) | 公益財団法人 神奈川県栽培漁業協会専務理事 |
| 3 沖山 聰 | 学識経験者 (学校教育) | 横須賀市立小学校校長会 |
| 4 奥真美 | 学識経験者 (環境政策) | 東京都立大学教授 |
| 5 小澤 紳一郎 | 事業者 (漁業) | 長井町漁業協同組合代表理事組合長 |
| 6 小原 信治 | 市民 | 公募委員 |
| 7 篠修一 | 市民 | 公募委員 |
| 8 川久保俊 | 学識経験者 (環境工学) | 慶應義塾大学准教授 |
| 9 川田剛 | 事業者 (農業) | J A よこすか葉山経済部長 |
| 10 川名優孝 | 学識経験者 (エネルギー・環境) | 東京海洋大学産学官連携研究員 |
| 11 木本一雄 | 市民団体 | 横須賀市地球温暖化対策地域協議会会長 |
| 12 佐藤廣 | 事業者 (商工業) | 横須賀商工会議所産業・地域活性課課長 |
| 13 高梨雅明 | 学識経験者 (みどり行政) | 一般社団法人 日本公園緑地協会会長 |
| 14 名執芳博 | 学識経験者 (自然環境行政) | 公益財団法人 日本鳥類保護連盟理事 |
| 15 西麻衣子 | 学識経験者 (都市計画) | 日本大学教授 |
| 16 林公義 | 学識経験者 (海洋環境教育) | 元横須賀市自然・人文博物館館長 |
| 17 松本安生 | 学識経験者 (住民参加) | 神奈川大学教授 |
| 18 矢部和弘 | 学識経験者 (森林・治山治水) | 東京農業大学教授 |

◎：委員長 ○：委員長職務代理人

資料2

横須賀市環境審議会 関係職員・事務局職員名簿

[関係職員]

| 所 属 | 役 職 | 氏 名 |
|----------------------|-------|---------|
| 環境部 | 部 長 | 山 口 博 之 |
| 経営企画部都市戦略課ゼロカーボン推進担当 | 担当課長 | 佐 野 良 介 |
| 同 上 | 主 査 | 八 木 宏 道 |
| 同 上 | 主 任 | 相 澤 優 輝 |
| 同 上 | 担 当 者 | 江 南 司 |
| 建設部自然環境・河川課 | 課 長 | 引 本 敦 史 |
| 建設部自然環境・河川課みどり政策担当 | 主 査 | 内 田 敦 大 |
| 同 上 | 担 当 者 | 森 塚 晶 人 |

[事務局職員]

| 所 属 | 役 職 | 氏 名 |
|----------------|-----|---------|
| 環境部環境政策課 | 課 長 | 出 雲 智 也 |
| 環境部環境政策課計画調査担当 | 主 査 | 赤 城 健太郎 |
| 同 上 | 主 任 | 池 田 弥 生 |

○横須賀市環境審議会規則

平成8年7月25日規則第47号
改正 平成23年4月1日規則第7号
平成24年3月30日規則第7号
令和元年9月25日規則第23号

横須賀市環境審議会規則を次のように定める。

横須賀市環境審議会規則

(総則)

第1条 横須賀市環境審議会（以下「審議会」という。）の運営については、環境基本条例（平成8年横須賀市条例第26号）に定めがあるもののほか、この規則の定めるところによる。

(委員)

第2条 委員は、市民、事業者及び学識経験者のうちから市長が委嘱する。

2 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(平24規則7・一部改正)

(委員長)

第3条 審議会に委員長を置き、委員が互選する。

2 委員長は、会務を総理し、会議の議長となる。

3 委員長に事故があるときは、あらかじめ委員長が指名した委員がその職務を代理する。

(会議)

第4条 審議会の会議は、委員長が招集する。

2 審議会は、委員の半数以上の出席がなければ、会議を開くことができない。

3 審議会は、必要に応じて委員以外の者の出席を求め、意見を聞くことができる。

(平23規則7・一部改正)

(部会)

第5条 部会は、委員長が指名する委員10人以内をもって組織する。

2 部会に部会長を置き、部会の委員が互選する。

3 部会長は、部会において検討した事項を審議会に報告しなければならない。

4 第3条第2項及び第3項並びに前条の規定は、部会について準用する。

(平23規則7・全改、令元規則23・一部改正)

(専門委員)

第6条 専門委員は、専門的知識を有する者のうちから市長が委嘱する。

2 専門委員の任期は、担当する特別の事項の調査研究の期間とする。

(平23規則7・追加)

(その他の事項)

第7条 この規則に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、審議会の同意を得て委員長が定める。

(平23規則7・旧第6条繰下)

附 則

この規則は、平成8年8月1日から施行する。

附 則 (平成23年4月1日規則第7号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則 (平成24年3月30日規則第7号)

この規則は、平成24年4月1日から施行する。

附 則 (令和元年9月25日規則第23号)

この規則は、令和元年10月1日から施行する。

資料4

横須賀市環境審議会 溫暖化対策推進部会 委員名簿（案）

任期：令和7年10月1日～令和9年9月30日（敬称略）

| 氏名 | 区分 | 役職等 |
|----------|-----------------|-----------------------|
| 1 今井 利為 | 学識経験者（水産学） | 公益財団法人 神奈川県栽培漁業協会専務理事 |
| 2 小澤 紳一郎 | 事業者（漁業） | 長井町漁業協同組合代表理事組合長 |
| 3 小原 信治 | 市民 | 公募委員 |
| 4 川久保 俊 | 学識経験者（環境工学） | 慶應義塾大学准教授 |
| 5 川名 優孝 | 学識経験者（エネルギー・環境） | 東京海洋大学产学官連携研究員 |
| 6 木本 一雄 | 市民団体 | 横須賀市地球温暖化対策地域協議会会長 |
| 7 佐藤 廣 | 事業者（商工業） | 横須賀商工会議所産業・地域活性課課長 |
| 8 松本 安生 | 学識経験者（住民参加） | 神奈川大学教授 |

横須賀市環境審議会 みどり政策推進部会 委員名簿（案）

任期：令和7年10月1日～令和9年9月30日（敬称略）

| 氏名 | 区分 | 役職等 |
|----------|----------------|-------------------|
| 1 飯島 健太郎 | 学識経験者（公園行政） | 東京都市大学教授 |
| 2 沖山 聰 | 学識経験者（学校教育） | 横須賀市立小学校校長会 |
| 3 簧 修一 | 市民 | 公募委員 |
| 4 川田 剛 | 事業者（農業） | J A よこすか葉山経済部長 |
| 5 高梨 雅明 | 学識経験者（みどり行政） | 一般社団法人 日本公園緑地協会会長 |
| 6 名執 芳博 | 学識経験者（自然環境行政） | 公益財団法人 日本鳥類保護連盟理事 |
| 7 西 麻衣子 | 学識経験者（都市計画） | 日本大学教授 |
| 8 林 公義 | 学識経験者（海洋環境教育） | 元横須賀市自然・人文博物館館長 |
| 9 矢部 和弘 | 学識経験者（森林・治山治水） | 東京農業大学教授 |

＜参考＞ 横須賀市環境審議会 みどり政策推進部会 専門委員名簿

任期：令和7年4月1日～令和8年3月31日（敬称略）

| 氏名 | 区分 | 役職等 |
|---------|-------------|------------------|
| 1 萩原 清司 | 学識経験者（水域環境） | 元横須賀市自然・人文博物館学芸員 |

横須賀市環境審議会傍聴実施要領（案）

- 1 この要領は、横須賀市環境審議会（以下「審議会」という。）の傍聴の実施について、必要な事項を定める。
- 2 審議会は原則として公開とする。ただし、審議会の審議内容等の都合により、審議会委員の総意によりこれを非公開とすることができる。
- 3 審議会の傍聴者の定員は原則として10人以内とする。
なお、開会時刻10分前の時点で定員を超えた場合は、抽選で傍聴者を決定し、また、定員に達しない場合は、審議会閉会時まで先着順に受け付ける。
- 4 傍聴希望者は、事務局から傍聴章の交付を受け、これを常時見えるところに着用し、傍聴を終了する際には事務局に返還する。
- 5 傍聴者による写真、ビデオ等の撮影、録音はできない。
- 6 傍聴者が次の事項を遵守せず、かつ、委員長の指示に従わない場合には、傍聴の許可を取り消すことができる。
 - (1) 審議会委員の発言に対し、拍手やその他の方法で賛否を表明しないこと。
 - (2) 話をしたり、笑ったりして騒ぎ立てないこと。
 - (3) はちまき、腕章などをして示威的行為をしないこと。
 - (4) 病気その他の理由により委員長の許可を得たとき以外は、コート、マフラーなどを着用しないこと。
 - (5) 飲食、喫煙をしないこと。
 - (6) 委員長の許可を得たとき以外は、メモ以外の目的で携帯電話等の電子機器を使用しないこと。
 - (7) むやみに席を離れないこと。
 - (8) その他、審議会の秩序を乱したり、会議の妨げになるような行為をしないこと。
- 7 本要領の規定は、部会において準用する。
- 8 審議会の傍聴の実施に関する事務は、環境部環境政策課が行う。

| | |
|-------|-----------|
| [傍聴章] | No. 環境審議会 |
| 傍聴章 | |

議事録の取り扱い（案）

本市の「審議会等の設置及び運営に関する要綱」第11条では、審議会の公開非公開にかかわらず、議事録の作成を義務付けているため、会議内容を録音し、発言者の氏名を明記して発言の要旨を記載した議事録を作成します。

議事録は発言内容を基本とするものの、議事に関係のない発言を除き、発言趣旨を損なわない程度に要約したものとします。

事務局が作成した議事録（案）は、ご発言された各委員に内容等を確認させていただいた上で、議事録として確定し、同要綱第12条に基づき、本市ホームページに掲載することとしています。

なお、議事録（案）の確認において、発言者からの議事録の修正等を求める意見があった場合でも、発言内容を大きく変更してしまう追加、削除、修正は認めないこととします。

【参考】審議会等の設置及び運営に関する要綱（抄）

平成17年4月1日

（会議の運営）

第10条 会議の運営は、次に掲げる事項に留意するものとする。

（3）傍聴者への資料提供 委員に配付した資料については、配付部数に制限のある資料、会議開催の都度使用する資料等を除き、傍聴者に提供するものとする。ただし、配付資料に横須賀市情報公開条例（平成13年横須賀市条例第4号）第7条に規定する非公開情報に該当すると思われる情報が含まれる場合は、委員資料とは別に傍聴者に配付する資料を作成するものとする。

（議事録の作成）

第11条 所管課は、審議会等の会議の公開非公開にかかわらず、会議終了後、速やかに議事録を作成しなければならない。

2 前項の議事録は、会議の概要又は発言内容を記録するものとし、会議の経過及びその結果の要点が分かるように記載するものとする。

（議事録等の公表）

第12条 公開した会議については、議事録及び第10条第3号に規定する傍聴者に配付する資料（以下この条において「配付資料」という。）を閲覧に供するため、速やかに総務課へ提出しなければならない。この場合において、所管課は、議事録及び配付資料を、横須賀市ホームページへの掲載により情報提供するものとする。

3 第1項の規定にかかわらず、次のいずれかに該当する場合は、配付資料の横須賀市ホームページへの掲載を行わないことができる。

- (1) 配付資料が著しく多量であるとき。
- (2) 配付資料の大きさが日本工業規格A列3番を超えるなどの理由で、電子化が困難なとき。
- (3) 行政目的として著作物を複製した資料のうち、横須賀市ホームページへ掲載するに当たつて著作権者の許諾を得る必要があるもの